

令和 3 年 6 月 8 日現在

機関番号：15201

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2020

課題番号：18K12680

研究課題名（和文）デリバティブ取引に対する「被保険利益の要件」の要否

研究課題名（英文）Insurable Interest Requirement to Derivative Transactions

研究代表者

嘉村 雄司（KAMURA, Yuji）

島根大学・学術研究院人文社会科学系・准教授

研究者番号：90581059

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,600,000円

研究成果の概要（和文）：金融危機以降、デリバティブ規制が国際的な重要課題となっている。この点、わが国では、清算機関の利用義務付けを中心とした「市場インフラ」に関する法規制を構築することにより対応してきた。しかし、アメリカでは、このような規制には課題が多いことが認識され始めており、近時は、デリバティブと保険の類似性という観点から、デリバティブに対しても保険における「被保険利益の要件」のような「契約法的制約」が必要なのではないかという議論が注目を集めている。そこで、本研究では、このようなアメリカの議論を参考にしうえて、わが国においてデリバティブに対する契約法的制約が必要か否かを明らかにする。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、「デリバティブにも保険における被保険利益の要件のような契約法的制約が必要か」という問題について、アメリカの法制度・判例・学説等を参考にしうえて、わが国における解釈論・立法論を提言することを目的とするものである。

近時の金融危機が示したように、デリバティブ市場の失敗は、社会・経済に広く不の影響を与える危険性がある。このような失敗に対しては、「市場インフラ」を中心とした法規制が設けられていた。一方で、デリバティブの「契約内容」に踏み込んだ法規制は設けられていない。このような中、本研究は、わが国にお手デリバティブに契約法的制約を課すことが必要か否かを比較法的に研究する新たな試みである。

研究成果の概要（英文）： Derivatives regulation has become an important issue in the world since the financial crisis. In Japan, we have responded by establishing derivative cleaning house. However, in the United States, it is beginning to be recognized that such regulation is challenging. Recently, from the perspective of similarity between derivatives and insurance, the debate that derivatives may require insurable interest has attracted attention. In this study, we will clarify whether insurable interest requirement to derivatives in Japan.

研究分野：金融商品取引法 保険法

キーワード：デリバティブ 被保険利益

## 1. 研究開始当初の背景

デリバティブは、近時の金融危機を引き起こした原因の1つとされており、これをどのように規制すべきかは、グローバル化した現代経済社会が直面する重要な検討課題である。このような中、デリバティブの分野で影響力の強いアメリカにおいては、清算機関 (clearing house) の利用義務付け等の「市場インフラ」を中心とした法規制が設けられてきた。しかし、近時の研究によれば、清算機関の利用義務付けには課題が多く、デリバティブ取引によるカウンターパーティーリスクの顕在化を抑止することが困難であることが明らかとなってきている。そのため、近時のアメリカでは、「保険に関する法規制がデリバティブに適用されないのか」という点に関する議論が注目を集めている。すなわち、「デリバティブの中には保険と法的に同質の取引がある」という理解から、契約内容に関する法的制約について、デリバティブと保険とを関連付けて議論されている。

これに対し、わが国では、「デリバティブと保険とは法的に異なる取引である」という理解から、これらを関連付けて議論されることはなく、未だ「市場インフラ」を中心とした法規制を議論するにとどまっている。そのため、デリバティブ取引によるカウンターパーティーリスクの顕在化を十分に抑止することが困難な状況となっている。

このようなわが国の議論の現状では、先の金融危機において問題となったシステミックリスクの顕在化を防止することは難しいと思われる。そのため、デリバティブ規制に関して新たな観点からのアプローチが必要となる。そこで、この問題を解決するにあたっては、近時のアメリカの議論のようなアプローチが有益な示唆を与えてくれるのではないだろうか。すなわち、このようなアメリカの議論では、デリバティブに対して適用される規制の内容と保険に対して適用される規制の内容との間に整合性のない部分が存在することについてどのように考えるべきか、が問題とされている。とりわけ中心的な論点となっているのは、保険においては被保険利益のない保険契約は無効であるという強行法的な制約が課されている一方で、デリバティブにおいては同様の制約が課されていないが、このような制約が存在しないことに合理的理由があるのか、という点である。要するに、保険における被保険利益の要件のような契約法的制約をデリバティブに課す必要があるか否かが問題になるのである。

## 2. 研究の目的

本研究では、「デリバティブにも保険における被保険利益の要件のような契約法的制約が必要か」という問題について、アメリカの法制度・判例・学説等を参考にしううえで、わが国における解釈論・立法論を提言することを目的とする。

## 3. 研究の方法

近時の金融危機が示すように、デリバティブ市場の失敗は、社会・経済に広く不の影響を与える危険性がある。このような失敗に対しては、「市場インフラ」を中心とした法規制が設けられてきた。その一方で、デリバティブの「契約内容」に踏み込んだ法規制は設けられておらず、また、学説でも議論されていない。このような中、本研究は、わが国においてデリバティブに「契約法的制約」を課することが必要か否かを検討する。

本研究では比較法的手法を用いる。わが国には、上記の問題について、アメリカの議論を体系的に取り扱う先行研究は存在しないところ、本研究は、アメリカの議論を参考としてわが国への示唆を導き出そうとするものである。また、アメリカの議論を参考にするにあたっては、「デリバティブと保険の類似性」という新たな観点に着目する。これにより、デリバティブ規制に関してこれまでにないアプローチが可能になるものと思われる。

本研究の結果、デリバティブにも保険における被保険利益の要件のような契約法的制約が必要ということになれば、「市場インフラ」を中心として「自由な取引市場」が確保されてきたデリバティブ規制において、根本的なパラダイムの転換になることが期待される。

## 4. 研究成果

(1) 近時のアメリカの議論に鑑みるならば、わが国において明らかにすべき課題は、以下の2点であると思われる。

わが国の学説は、保険における被保険利益の要件 (保険法3条) の存在理由を、主として賭博の禁止およびモラルハザードの抑止に求めてきた。この点、デリバティブにおいても、賭博の禁止という限界があるとされており、また、近年の研究により保険におけるモラルハザードと同様の問題が生じることが明らかとされている。その一方で、デリバティブにおいては、保険における被保険利益の要件のような厳しい限界は存在しないという不均衡が生じている。そうすると、「このような不均衡を是正するために、被保険利益の規定を類推適用できないか」が問題となる (以下、「類推適用問題」という)。

次に、保険においては、保険業の免許に際して、および、その後の変更の際に許可が必要であるという保険約款の監督規制 (保険業法4条2項3号・4号、123条1項) が存在してお

り、保険契約の内容に直接関連する規制が保険業法に設けられている。その一方で、デリバティブにおいては、このような規制は存在しない。そこで、被保険利益の要件と実質的に同等の制約をデリバティブに課すための手段として、「保険における約款規制と同様の規制をデリバティブに課すことの可否」が立法論として問題となる（以下、「立法論問題」という）。

(2) 上記の問題について、本研究が明らかとした成果は以下のとおりである。

類推適用問題について、まず、わが国の議論の整理を中心に行うことにより、日本法の現状および検討課題を抽出した。とりわけ、保険における被保険利益の要件の根拠に関する議論およびデリバティブと賭博との関係に関する議論を中心に検討を行った。なお、デリバティブにおけるモラルハザードについては、学術的先行研究がほとんどなかったため、実務書等を中心に検討を行った。

次に、日本法の検討課題について示唆を得るために、アメリカの裁判例・学説の検討を行った。アメリカにおいても、保険における被保険利益の要件の存在理由をモラルハザードの抑止と賭博の禁止に求めている点は共通しているものの、デリバティブに被保険利益の要件が適用されるか否かが問題となった裁判例は存在しなかった。しかし、デリバティブにおけるモラルハザード問題についての経済学的分析・実証研究・倒産処理法分野での分析や、デリバティブと賭博との関係が問題となった裁判例は多数存在し、また、現在においてもデリバティブが賭博にあたる可能性があることを有力に主張する見解も存在していた。そのうえで、デリバティブに被保険利益の要件を適用すべきか否かについて論ずる学説の検討を行った。

以上の結果、アメリカにおいては、保険における被保険利益の要件をデリバティブにも適用することに肯定的な見解は存在しており、非常に注目されるものの、その理由・根拠については未だ検討すべき問題が残っており、現時点ではわが国への明確な示唆を見出すことが困難であることが明らかとなった。

次に、立法論問題について、まず、わが国の議論の整理を中心に行うことにより、日本法の現状および検討課題を抽出した。この点、わが国においては、デリバティブと「保険約款規制と同様の規制」との関係を検討するものはほとんど存在しなかった。もっとも、旧証券取引法時代には、デリバティブに関する注目すべき改正がいくつかなされていた。とりわけ、平成2年の証券取引法改正による証券先物市場の整備等を中心に検討を行った。

次に、日本法の検討課題について示唆を得るために、アメリカの法制度の変遷・学説の検討を行った。アメリカにおいても、デリバティブ規制には大きな変遷がみられた。とりわけ、2000年成立の商品先物現代化法によるデリバティブ規制の大幅な緩和等が注目される。また、金融危機後のドッド＝フランク法成立を受けて、近時の学説では、保険約款の監督規制と同様の規制がデリバティブにも必要か否かが重要な論点となっており、これを肯定する有力な見解の検討を行った。

以上の結果、アメリカにおいては、保険における約款規制と同様の規制をデリバティブにも課すことに肯定的な見解が存在しており、非常に注目されるものの、現在の保険規制とデリバティブ規制との間に大きな相違も存在することから、それを埋めることは非常に困難であることも明らかとなった。このような困難をどのように乗り越えるかについては、今後の議論の進展を待つほかなく、現時点ではわが国への明確な示唆を見出すことが困難であった。

(3) 以上の検討から、わが国においてデリバティブに対して被保険利益の要件と同等の契約法的制約を課すことが必要か否かについては、様々な検討課題が存在することが明らかとなった。もっとも、明確な示唆を得ることができなかったとしても、現時点でのアメリカの議論状況を把握することは、今後のわが国のデリバティブ規制を検討するにあたって非常に有益であることも否定できない。今後はさらなるアメリカ法との比較法研究を通じて、わが国のデリバティブ規制の具体的な在り方について研究を進めていきたい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 嘉村雄司	4. 巻 91巻12号
2. 論文標題 水害保険の現状と課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 60 65
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 嘉村雄司	4. 巻 331号
2. 論文標題 保険契約者兼受取人法人の代表者の故殺関与	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 保険事例研究会レポート	6. 最初と最後の頁 12-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 嘉村雄司
2. 発表標題 水害保険の現状と課題
3. 学会等名 洪水リスクマネジメント研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 嘉村雄司
2. 発表標題 法人代表者との共謀による故意免責 大阪高判平成28年4月25日判例集未掲載（文献番号2016WLJPCA04256010） -
3. 学会等名 九州大学産業法研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 嘉村雄司
2. 発表標題 保険契約者兼受取人法人の代表者の故殺関与
3. 学会等名 保険事例研究会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 嘉村雄司
2. 発表標題 取締役会の招集通知の瑕疵と取締役会決議の有効性 東京高判平成29年11月15日金融商事判例1535号63頁
3. 学会等名 九州大学産業法研究会（第686回）例会（於 西南学院大学）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 嘉村雄司
2. 発表標題 水害に関する保険制度の動向
3. 学会等名 関西商事法研究会（第417回）例会（於 大阪弁護士会）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 畠田公明 = 松本博 = 前越俊之 = 嘉村雄司	4. 発行年 2018年
2. 出版社 中央経済社	5. 総ページ数 301
3. 書名 新版 商取引法講義	

1. 著者名 徳本穰ほか編	4. 発行年 2018年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 534
3. 書名 会社法の到達点と展望 森淳二朗先生退職記念論文集	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関